

いいだ法人

(題字 児島博司会長 筆)  一般社団法人 飯田法人会

インボイス制度

登録申請 (適格請求書発行事業者の)
10月から受付が始まります

※詳細は本会報P14に掲載



可憐なササユリ (高森町)

撮影: 松島信雄氏

高森町の山の寺「隣政寺」への参道で見つけた深い緑の中に咲く可憐なササユリです。

主な内容

一般社団法人 飯田法人会	2~3	第9回通常総会を開催
表彰	4~5	
令和2年度財務諸表	6	
令和3年度 飯田法人会税制改正要望	7・8	
新旧会長挨拶	9	
新委員長・部長の抱負	10・11	
税理士会だより	12	
[令和3年度税制改正『所得拡大促進税制』の見直し]		
税務署だより	13~15	
「署人事異動」「インボイス制度について」		
第14回「税に関するアンケート」結果報告	16~18	
部会だより	19	
社労士コラム	20~21	
「同一労働同一賃金」		
お知らせ掲示板	21	
租税教育ポスター・編集後記	22	

インボイス制度セミナーを開催します

今年10月1日からインボイス制度の適格請求書(インボイス)を発行できる事業者になるための事前登録申請が始まります。当会の税制アンケート結果からも「インボイス制度」の内容を知らないとの回答が約半数にのびました。登録申請まで数か月と迫る中、法人会では飯田間税金と共催によるセミナーをWEB併設で開催します。

開催日: 8月26日(木)

(セミナー内容と申し込みは同封の案内チラシを参照)

みんなで回覧しましょう



社								経	
長								理	
								担	

差出人(差出發送代行) 返還先
(株)長野県中日サービスセンター 〒395-0073 飯田市新井町2211メルセンビル1階
このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会 〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL 0265(52)5775



再生紙と大豆インキを使っています。

一般社団法人 飯田法人会 第 9 回通常総会を開催

—新会長に、児島博司氏を選任—



飯田法人会第 9 回通常総会が、6 月 3 日（木）シルクホテルにおいて開催され、新会長に児島博司氏が選任された。

総会に先立ち、午後 1 時 30 分から恒例の記念講演会を開催した（昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から中止された）。講師に、元トヨタ自動車レクサスブランドマネジメント部長の高田敦史氏を迎え、「トヨタで学んだ組織マネジメント～チャレンジできる組織に変革させる～」をテーマに、これからの企業・組織の在り方他についての実践に基づいた興味深い内容で、コロナの感染防止対策上、入場に制限を掛けざるを得なかったことが残念であった。

記念講演に続いて午後 3 時 10 分より、佐藤飯田市長、遠山飯田税務署長、師岡南信県税事務所長各位他をご来賓にお迎えする中で、「飯田法人会第 9 回定期総会」を開催。石井清美会長が勇退し、後任として児島博司氏が新会長に、また副会長も 3 名が交代した。



議事では、報告事項として、①令和 2 年度事業 ②公益目的支出計画実施 ③令和 3 年度事業計画並びに収支予算 ④税制改正要望 について説明がなされた。

次いで審議事項に入り、

第 1 号議案

令和 2 年度財務諸表承認の件（監査報告）

第 2 号議案 任期満了に伴う役員改選の件

（理事候補者の紹介と承認）

が提案され、いずれも提示案の通り承認された。

理事の承認に伴う新理事会を開催し、新役員の体制を協議。新会長に児島博司氏を選任した。また、新たに副会長として加藤昇氏・篠田親治氏・棚田稔氏を選任した。※新役員氏名所属一覧は別ページに掲載

議事の終了に続いて表彰が行われた。表彰の内容は次の通り。

会員増強関係「会員増強運動目標達成支部」

厚生制度関係「厚生制度目標達成支部」

「厚生制度優秀推進員」

功労・感謝状「退任役員功労者感謝状」

「国税局長感謝状」



飯田税務署長
遠山秀治様



飯田市長
佐藤 健様



長野県南信県税事務所長
師岡幸人様

（ご祝辞を頂いたご来賓）

「税務署長感謝状」

「全国法人会総連合会表彰状」

※被表彰者ご芳名は当会報別ページに掲載

最後にご来賓各位からご祝辞をいただき、総会を予定通り終了した。

□記念講演会・通常総会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで開催し、ご来賓の縮小、表彰式の簡素化、入場人数の定員制限を設けるなどの対応を行うと共に 交流懇親会は中止としました。

＜総会議事等の主な内容＞

【報告事項】

1. 令和 2 年度事業報告 ※内容抜粋

(1) 公益事業

①税務知識の普及事業

・支部税務研修会の開催

※コロナ禍により開催減

・決算説明会の開催

1 回開催 出席者計 7 1 名

※コロナ禍により 1 回のみ開催(予定 4 回)

・参考冊子などの配布（会報同封他で 8 種類）

・年末調整研修会

例年主催開催の税務署がコロナ関係で開催不能に。当会が今年度初めて実施

延べ 6 回（4 会場）開催 出席計 3 0 7 名

②納税意識の高揚と税制の調査研究事業

・e-Tax の普及活動

・税制改正要望

県連・全法連を通じ国へ……要望書参照

・会員アンケートを実施……結果掲載

・税に関する絵ハガキコンクール

優秀作品を全国コンクールに出展及び税務署長・法人会長・支部長表彰

・地方自治体に対する提言活動

③地域社会貢献事業

・黄色いハンカチ運動

平成 15 年取り組み以降、約 29,000 枚の黄色いハンカチを配布

行政・社会福祉協議会・病院・各種団体他



- ・講演会（公益事業分）開催
法人会単独開催はコロナ禍から中止。
商工会議所講演会を後援
- ④地域企業の発展に資する事業
 - ・研修会・講習会開催
 - ・インターネットセミナーの広報
(2年度アクセス 5,763 回)
 - ・会報「飯田ほうじん」の発行（年 4 回）
 - ・顧問弁護士による無料法律相談
顧問弁護士 下平秀弘・原 正治・
長谷川敬子の各氏

(2) 共益事業

- ①会員の交流と増強に資する事業
 - ・会員親睦ゴルフコンペ開催
10月13日飯田 CC にて開催、参加 45 名
(コロナウイルス拡大防止対策として、
前ハーフの成績で表彰)
 - ・会員増強運動
目標達成支部を表彰
 - ・支部組織の充実拡大

- ②会員の福利厚生事業
 - ・成人病等予防検診・脳ドック・ガン検診・
「PET/CT 検査」他
大型保障加入者を対象に費用補助
 - ・福利厚生制度推進
厚生制度目標達成に対する表彰

2. 公益目的支出計画実施報告
公益目的財産残額 3,238,687 円
当初公益目的財産比 14.6%
3. 令和 3 年度事業計画並びに収支予算について
会報 4 月号に詳細掲載済
4. 税制改正要望について 別掲載要望書参照

[審議事項]

- 第 1 号議案 令和 2 度財務諸表承認の件……別掲載
諸表参照
- 第 2 号議案 任期満了に伴う役員改選の件……別掲
載新役員名簿参照

[表彰関係] 別掲載名簿参照

新 役 員 名 簿

令和 3 年度・4 年度

役 職	氏 名	会 社 名	備 考	
顧問	石井 清美	前会長		
相談役 (5名)	藤網 俊夫	藤網俊夫税理士事務所	税理士会支部長	
	伊藤日出男	税理士伊藤日出男事務所	税理士会副支部長	
	三輪 正智	三輪正智税理士事務所	〃	
	北澤 福一	北澤福一税理士事務所	〃	
	下田 一則	下田一則税理士事務所	〃	
会 長	児島 博司	(有)ホテル三宜浪漫の館月下美人	下條支部長	
副会長 (6名)	大田中峰雄	飯田瓦斯(株)	組織委員長	
	赤羽 宏文	(株)キラヤ	総務委員長	
	久保田和彦	(株)龍光電気工業	研修委員長・飯田支部長	
	加藤 昇	喜久水酒造(株)	税制委員長	
	篠田 親治	(株)シノダ	厚生委員長	
常任理事 (21名)	棚田 稔	長豊建設(株)	広報委員長	
	外松 秀康	(株)外松		
	小林 亮夫	綿半ホールディングス(株)		
	宮下 正明	宮下建設(有)	泰阜支部長	
	榊原 正倫	(有)榊原商店	高森支部長	
	寺沢 寿男	みなみ信州農業協同組合		
	福澤 栄二	飯田商工会議所		
	南島 治史	(株)桂建築設計事務所		
	外松 實	(株)トマツ本店		
	松尾 優	旭松食品(株)		
	井口 久治	井口建設(有)	阿南・売木支部長	
	吉川 幸明	(有)吉川建設工業	喬木支部長	
	大場 俊朗	(有)大場住設工業	松川支部長	
	吉川 貴俊	(有)吉川新聞販売	豊丘支部長	
	熊谷 秀文	(有)熊鉄	天龍支部長	
	下原 賢市	(有)下原衣料品店	西部支部長	
	小林 満	(株)吉野組	大鹿支部長	
常任理事 (2名)	山田 恵	クロスエーエム(有)		
	吉沢 賢治	飯田米穀(株)		
	塚平 一人	名糖乳業(株)		
	松澤 徹	(株)マツザワ		
	中島 隆	輸入石油(株)		
	会計理事 (2名)	木下 裕介	(有)丸木屋商店	
	中島 律子	(株)ホテルオオハシ		
	理事 (20名)	久保田浩和	龍共印刷(株)	
		瓜生 雅志	多摩川精機(株)	
		宮下 茂樹	宮下製氷冷蔵(株)	
佐久間秀樹		(株)ダイマル		
熊谷 弘		(株)リックス		
吉川 昌利		吉川建設(株)		
木下 勝貴		木下建設(株)		
廣瀬 芳徳		(有)寛龍建設		
小林 美佐		(株)おさひめコーポレーション		
角田香保子		(有)ツノダ		
監事 (2名)	小池 貞志	飯田信用金庫		
	北山 良一	八十二銀行(株)飯田支店		
	赤羽 晃	長野銀行(株)飯田支店		
	藤森 昌彦	長野県信用組合飯田支店		
	熊谷 真希	下伊那自動車(株)		
	原 隆澄	(有)はと錦		
	長坂 京子	(株)三六組	女性部長	
	鈴木健太郎	温泉の素 .com (株)	青年部長	
	池上 勝夫	(株)イケガミ		
	松下 英樹	(株)エクセル化成		
清水 良彦	(有)清水モータース			
宮嶋 芳章	(有)宮嶋石材			

表 彰

(敬称略)

会員増強支部表彰

会員増強月間目標 (12 月末)

高森支部	西部支部	阿南・売木支部	下條支部
------	------	---------	------

加入率 70%達成・維持 (2 月末)

下條支部	泰阜支部	天龍支部
------	------	------



姉妹法人 茂原法人会さん
からの盛花

厚生制度表彰 (3 月末)

目標達成

豊丘支部	西部支部	阿南・売木支部	泰阜支部
------	------	---------	------

今年度総会では、コロナ禍の中、支部表彰の支部名発表のみとし、壇上での表彰は行いませんでした。

目標達成優良推進員 (3 月末)

村 松 みつ子 (大同生命)
小 池 美也子 (大同生命)
土 屋 勇 也 (ライフパートナー山田 AIG)



厚生制度推進員

退任役員功労者表彰

会 長	石 井 清 美
常任理事	外 松 豊
常任理事	神 崎 章 一
常任理事	大 平 敏 一
監 事	塚 原 均
監 事	牧 野 一 成



退任役員

■ 関東信越国税局長感謝状 ■

前 長野県
法人会連合会
副会長

前 飯田法人会
会長



石 井 清 美 氏

【役員歴】

平成23年～24年 飯田支部理事
平成25年～26年 本会理事・組織委員・飯田支部副支部長
平成27年～28年 飯田支部支部長
平成27年～28年 本会副会長・厚生委員長
平成29年
～令和3年 本会会長
令和3年 退任（顧問へ）

■ 飯田税務署長感謝状 ■

前 常任理事	外 松 豊
〃	大 平 敏 一
〃	神 崎 章 一
前 監事	塚 原 均

【外松豊氏役員歴】

平成15年～20年 飯田支部理事
平成17年～20年 本会理事・研修委員・飯田支部理事
平成21年～26年 飯田支部常任理事
平成21年～22年 研修副委員長
平成23年～26年 税制副委員長
平成25年～26年 本会常任理事・税制副委員長
平成27年
～令和3年 本会常任理事・総務委員・
飯田支部副支部長
令和3年 退任

【塚原均氏役員歴】

平成12年～13年 本会理事・広報委員
平成13年～17年 〃 ・組織委員
平成17年～19年 本会常任理事
研修副委員長・鼎支部長
平成19年～21年 本会副会長・総務委員長・ 〃
平成21年～23年 〃 ・研修委員長・ 〃
平成23年
～令和3年 本会監事・鼎支部長
令和3年 退任



■ 全国法人会連合会長表彰 ■



前 飯田法人会
常任理事 神 崎 章 一 氏

【役員歴】

平成23年
～令和3年 大鹿支部長
平成23年～27年 本会理事・税制委員
平成27年
～令和3年 本会常任理事・税制副委員長
令和3年 退任

前 飯田法人会
常任理事 大 平 敏 一 氏

【役員歴】

平成25年～27年 本会理事
平成25年～29年 厚生委員・喬木支部長
平成27年
～令和3年 常任理事
平成29年
～令和3年 厚生副委員長・喬木支部長
令和3年 退任

飯田法人会
常任理事 南 島 治 史 氏

【役員歴】

平成21年
～令和元年 本会理事・広報委員
平成23年～31年 飯田支部理事
平成31年～現在 飯田支部常任理事
令和元年～現在 本会常任理事・広報副委員長

ご功績に感謝と敬意を表し心よりお祝い申し上げます。

第 9 回通常総会において承認された財務諸表より

令和 2 年度 正味財産増減計算書 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 (単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	34,678	7,156	27,522
受取会費	12,255,000	12,370,500	△ 115,500
事業収益	54,000	742,550	△ 688,550
受取補助金等	12,472,700	12,881,900	△ 409,200
雑収益	275,954	444,770	△ 168,816
経常収益計	25,092,332	26,446,876	△ 1,354,544
(2) 経常費用			
事業費	21,581,231	25,213,022	△ 3,631,791
税務知識の普及事業	3,472,251	2,561,479	910,772
納税意識の高揚と税制研究	5,669,834	3,678,348	1,991,486
社会貢献事業	743,778	2,076,068	△ 1,332,290
地域企業の発展に資する事業	5,099,265	4,919,965	179,300
会員の福利厚生事業	818,728	1,149,203	△ 330,475
会員の交流等支援事業	5,777,375	10,827,959	△ 5,050,584
管理費	1,709,506	1,685,478	24,028
経常費用計	23,290,737	26,898,500	△ 3,607,763
当期経常増減額	1,801,595	△ 451,624	2,253,219
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,801,595	△ 451,624	2,253,219
法人税・住民税及び事業税	71,000	71,000	0
当期一般正味財産増減額	1,730,595	△ 522,624	2,253,219
一般正味財産期首残高	19,144,277	19,666,901	△ 522,624
一般正味財産期末残高	20,874,872	19,144,277	1,730,595
正味財産期末残高	20,874,872	19,144,277	1,730,595

令和 2 年度 貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日現在 (単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,551,583	3,906,474	△ 354,891
前払金	6,430,181	4,332,974	2,097,207
流動資産合計	9,981,764	8,239,448	1,742,316
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	1,000,000	1,000,000	0
事業推進積立資産	5,200,000	5,200,000	0
周年事業引当資産	4,000,000	4,000,000	0
支部記念行事引当資産	3,260,000	3,260,000	0
特定資産合計	13,460,000	13,460,000	0
その他固定資産			
什器備品	4	4	0
電話加入権	145,600	145,600	0
出資金	510,000	510,000	0
その他固定資産合計	655,604	655,604	0
固定資産合計	14,115,604	14,115,604	0
資産合計	24,097,368	22,355,052	1,742,316
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	89,332	77,611	11,721
未払い法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	160,332	148,611	11,721
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,062,164	3,062,164	0
固定負債合計	3,062,164	3,062,164	0
負債合計	3,222,496	3,210,775	11,721
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	20,874,872	19,144,277	1,730,595
(うち特定資産への充当額)	13,460,000	13,460,000	0
正味財産合計	20,874,872	19,144,277	1,730,595
負債及び正味財産合計	24,097,368	22,355,052	1,742,316

令和 4 年度 税制改正要望

飯田法人会→県連へ

新型コロナの感染が世界的にも終息の目途が立たない状況にある。我が国においても経済・社会・教育のみならず、日常生活全般に大きなマイナスの影響が表れている。

今般、当会が行った会員対象のアンケート調査においても、「新型コロナの影響で売上が減少した」との回答が 70% を占めるに至り、その影響の大きさが顕著になっている。

このコロナウイルス感染の収束がいつ成されるかが、景気動向や普通の日常生活回復への重要な要素となっている。グローバルな経済構造の中で、コロナ禍に伴う海外経済の減速や大国の思惑に依る不確実な政情変動も相俟って、国内では生産や消費両面から景気の急激な減速が危惧されている。

我が国の経済の基を支える中小企業の景気浮揚と、経営基盤の維持や雇用の機会・確保、またコロナ感染症緊急事態後に続く経済対応への政策的誘導を期待し、中小法人を対象とする税制について次の通り要望する。

I. 法人税について

1. 法人実効税率

法人実効税率は、目標としていた 30% は 28 年度に実現し、30 年度には 29.74% に引き下げられた。

しかしこの税率は、先進諸外国と比較した場合、未だ高い水準にあると言える。

企業活動の活性化や海外進出の抑止、また海外からの投資促進などのため、法人実効税率の更なる引き下げを図り、国際的に遜色のないものとすべきである。

2. 外形標準課税

外形標準課税は、応益課税としての性格の明確化や安定税収確保等を目的に、現在は資本金 1 億円超の法人に適用されている。

今後の動きとして、本課税適用対象のあり方や課税ベース等に更なる検討がなされるが、課税対象範囲の拡大が措置された場合、一般的に人件費比率の高い中小法人の経営圧迫や地域の雇用対策にも影響を及ぼすことになり、経営基盤の脆弱な地方の欠損企業にとっては大きな負担を強いられることとなる。

中小法人が地域において存続・継続できるために、資本金 1 億円以下の中小法人に対する適用に反対する。

3. 事業承継税制

平成 25 年度改正において、相続税等の納税猶予制度に関する事業承継税制は緩和・簡素化されてはいるが、未だ制約条件も多かった。

特に、「5 年間平均で 8 割以上」の雇用維持については、事業承継を機に計画する合理化等経営改善策が制限されることにもなりかねなかった。

平成 30 年度改正において、事業承継税制は、平成 30 年 4 月 1 日を起点として、「5 年間において事業承継計画の策定を認定支援機関の支援を得て作成」し、「10 年間において事業承継計画を実行」することをはじめ、事業承継者の拡大や従業員の維持基準の実質的撤廃により、事業承継の円滑化が図られた。しかしながら、当該期間以降に事業承継が発生する中小企業においては、この恩恵を受けることが出来ないため、当該期間の延長、又は恒久制度化を望むものである。

4. 少額減価償却資産の取得基準の引き上げ

少額減価償却資産の損金算入取得価格基準は 10 万円であるが、取得価格 20 万円未満の 3 年間償却を行う一括償却資産制度や、30 万円未満の取得時全額損金算入方法など各々の利用制度がある。その都度の手続き等事務が煩雑になっている。

少額減価償却資産取得基準の現行 10 万円未満を一律 30 万円未満とし税制の簡素化を図ること。

5. 機械装置等の減価償却方法について選択適用の維持

現行の減価償却方法は、定率法と定額法の何れかを選択する。これを定額法に一本化を目指す議論がある。しかし、定率法の廃止は、設備投資の意欲を減ずることに繋がりにくい。

機械設備はその必要性に基づき設置するものであり、投資の効果もその設置時期近辺に大きいことが通常である。耐用年数に応じ均等にその価値が減るものではない。よって、減価償却の方法は現行の選択適用を認めるべきである。

6. 欠損金繰越控除額の縮減を中小法人に適用しないこと

平成 27 年の税制改正において、青色欠損金の控除限度額が平成 30 年には、所得金額の 50% 相当額まで段階的に引き下げられることとなった。現行ではその適用は中小法人以外の法人となっている。

経営基盤が安定していない中小法人の業績回復が順調になされるためにも、今後とも適用は中小法人以外の法人に限定することを要望する。

7. 電話加入権の無税償却

電話加入権は非減価償却資産として貸借対照表に計上されている。

10 年間休止された電話加入権が、NTT において実質的に消滅していることも有り、電話加入権の売買も、資産価値もないため無税償却を要望する。

8. 退職給付引当金、賞与引当金の損金算入制度を増設すること

退職給付引当金、賞与引当金は、一般に公正妥当と認められた会計基準が支持し、中小企業会計指針、中小企業会計基本要領においてもこれを推進することが理念的に適切妥当であるとする根拠を有するものである。退職給付引当金に関しては、就業規則等に基づく労働法規上も制約拘束される法的債務として認識する以上、これを否定することの妥当性は見いだせない。また、賞与引当金についても、就業規則等により、支給条件が規定されている条件債務たるべきもので、事業年度末までに支給の明示がなされているものは、債務の認識として引当計上されることは当然であって、損金算入を認めるべきである。

9. 災害関連税制の確立

新型コロナウイルス感染拡大、近年多発する地震や河川氾濫等自然災害の発生により、人命ばかりでなく社会、経済に多大な影響を及ぼしている。このような災害等に対処できるような災害関連税制の確立を要望する。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため経済的損失を受ける事業者への各種給付金は、税務上益金として扱われることとなっているが、当面回復の兆しが見えない中であって、中小企業者の懸命の対応を支えるため、国・都道府県からの感染防止要請に基づく「協力金」については非課税とすることを要望する。

10. 中小法人等の欠損金繰越控除期間の撤廃

近年多発する地震、台風等に加え、新型コロナウイルス感染症による被害も重なり損失額が多額になる等の状況がある。経営基盤を回復するまでには相当の期間を要する状態が継続している。

このような状態で欠損金の繰越控除期間が過ぎた場合には担税力のない課税が行われることになり、中小企業にとって納税が重荷となる。

したがって、欠損金の繰越控除期限については撤廃すべきである。

II. 消費税について

1. 単一課税制度を維持

軽減税率制度は、令和元年 10 月 1 日より導入されたが、法人会では従来からの要望通り単一課税制度とすべきであると考えている。

①適用範囲や品目の設定や理解が困難である。

②軽減税額のもたらす恩恵は低所得者に限定されない。

③軽減税率導入により税収は減少し、社会保障制度へ影響する。また、更に税収増の方策がたてられることになりかねない。

④事業者の仕入れ販売に係る事務負担が極めて煩雑となり、実務上の混乱が生じている。またインボイス制度の導入に伴い、小規模事業者が適正に対応することは、事務量や対応時間、処理能力等からみて難しい。対応が困難な小規模事業者が課税事業者の選択を行えない場合、事業自体の存続が不可能となりかねない。

⑤対応のために諸設備や伴う出費が必要で、零細企業を圧迫する。

2. 消費税申告の簡素化（複雑性、煩雑性の緩和）

軽減税率制度の導入により消費税の税率は複数税率化することとなった。

取引を標準税率のものと軽減税率のものに区分する必要がある。取引の課否判定の他に税率判定の事務負担も増大した。

簡易課税制度についても課税売上高を 6 種の事業区分に細分化しなければならず制度が複雑化しており簡易課税といえるような制度からほど遠くなっている。

消費税の申告書においても付表の種類が増え煩雑性が増している。

したがって、制度の簡素化、更には単一課税制度への転換を望む。

3. 消費税届出書及び申請書の提出期間を見直すこと

経済環境の変化するサイクルがますます短くなる中で、その課税期間の開始前日迄に消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難になってきており、納税額に大きな差異が生じるなど、事業者に大きな負担を強いている。従って、各種届出書及承認申請書の提出期限は、その適用を受け入れようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限までとすべきである。

4. 「適格請求書等保存方式」の開始時期を延期すること

令和 5 年 10 月から導入されることとなっている「適格請求書等保存方式」の開始は、コロナ禍で極めて厳しい経営を強いられている中小事業者に、更なる事務負担を増加させることとなる。また、本年 10 月からは登録事業者の受付が開始されるが、コロナ禍で当面の対応に追われる現状にあっては、その認識さえも浸透されていない。よって、当面現行の方式を継続することを要望する。

III. その他

1. 印紙税

電子取引が一般化しペーパーレスが進展しているなかで、紙ベースを媒体とする文書に課税する印紙税は公平性に欠ける。廃止するか、なお一層の負担軽減を図るべきである。

2. 間接諸税

酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税の負担は、消費税 10% の実施により更に重くなった。消費税との二重課税の状態にある酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税を廃止すべきである。

3. e-Tax, e-LTax 普及定着について

資本金 1 億円超の大法人については 2020 年より電子申告することが義務化された。中小企業においては、すべての企業が電子申告納税制度を導入できる環境が整っているとはいえないので、施策として電子申告の普及定着が推進されるよう更なる支援と、電子申告の有益性を周知することを要望する。

4. 所得税における基礎控除について

基礎控除はすべての納税者に認められるべきである。

令和 2 年度から所得金額が 2,400 万円超から 2,500 万円以下の場合基礎控除は段階的に削減され、2,500 万円を超過すると基礎控除ができなくなる改正が行われた。

基礎控除が創設されたのは昭和 22 年であるが、納税者本人や納税者の配偶者、扶養親族の最低限の生活を維持するために必要な収入を守ることが趣旨だとされている。一般的に基礎控除は納税者全員に一律に認められた控除と認識されてきたものと思う。

憲法でいう基本的人権的な考えからくる控除と考えると、所得格差により控除できなくなるのは適当でないと考えられる。高額所得者に税負担を求めるのであれば所得金額を基にした課税とすべきと考えられる。

新会長就任挨拶

見島博司

この度一般社団法人飯田法人会の会長を仰せつかりました見島です。

このような大役を仰せつかるにはもとより微力ではありますが、二年間会長の席を務めさせていただきます。皆様方の一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

法人会は良き経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営、及び会員の健全な発展に貢献する事を目的とし、昭和61年1月に社団法人として国の許可を受け、公益法人として会員企業と地域社会の一層の発展を目指して活動しています。税務行政に関する改善意見を関係官庁行政へ具申する会員企業のオピニオンリーダーとして組織の強化を図っています。上記の理念及び目的の元、現時点では、コロナ感染拡大防止に努めつつ事業を展開してまいりたいと思います。

法人会には総務、組織、研修、税制、広報、厚生とそれぞれの委員会がございますが、それぞれを担当される副会長様、青年部、女性部の部長様、さらには理事の皆様及び会計理事、監事様、事務局等大変お世話になります。今まで本会を引き継ぎ発展させてこられた諸先輩方に敬意を表すると共にさらなる発展を期する所存でございます。会員皆様の積極的な事業へのご参加をお願いすると共に、法人会の活動を通じてお互いのさらなる交流を図っていただき、またひいては税務署及び税理士会等関係諸団体との意思疎通を図っていただき、それぞれの交流及び関係を深めて頂くのも法人会の一つの役割かと思うしだいです。

いずれにしましても、これら事業を運営していく上においては会員相互の融和と親睦を基本に皆様と共に一団となって活動してまいりたいと思いますので宜しくお願い申し上げます。



石井前会長退任挨拶

石井清美

去る、6月3日の通常総会において、会長を退任いたしました。石井清美です。

皆様方には、何かとお世話になり有難う御座いました。会長職を「二期、4年」無事務めさせていただきましたのも、会員企業様、各支部様、役員の皆様、また関係諸団体の皆様のご支援、御協力のお陰と深く感謝申し上げます。

私が、役員に入るきっかけとなったのは、前会長の、宮島八束さん（当時喜久水酒造(株)社長）との出会いでした。お酒が大好きな私は飯田市で唯一の酒蔵が近くにあると聞き何度も喜久水酒造を尋ねました。宮島社長さんが、直々に喜久水酒造の蔵出しイベントの案内を当社に持参していただき感激いたしました。

沢山の借りがあった宮島さんの頼み事は断れず、飯田支部の役員になったのが、スタートでした。以来、いろいろな人との出会いや、新たな事業の取り組みなど、大いに勉強させていただき、私の大きな財産となりました。会社の仕事を削っての活動でしたが、地域の人たちとの出会いや絆ができ、地域をより知ることができて、本当に良かったと思います。いやな事やいやな思い出は一つもありません。

飯田法人会は飯田税務署管内と同じ、大鹿村から根羽村に至る、一市三町十村のエリアでの活動であり、それだけ会員数も多く、長野でNo.1の加入率(63%)を誇る、素晴らしい伝統のある法人会です。

これからも、顧問としてお手伝いできることがあれば、応援してゆきたいと思います。結びとなりますが、飯田法人会と会員企業様の益々の発展と、役員、関係各位様の御健勝を祈念いたしまして、私からの退任のご挨拶とさせていただきます。有難う御座いました。



新委員長・部長の抱負

会員増強にご協力を

【副会長・組織委員長】

飯田瓦斯(株) 大田中 峰 雄



この度の総会におきまして副会長・組織委員長に再任されました。微力ではありますが皆様のご支援を賜り法人会の発展に努めて参りたいと思います。

少子高齢化社会を迎えている昨今、政治・経済・社会とも大きな変節期の真ただ中にあり、大きく変わろうとしております。特に昨年来の新型コロナウイルスは、社会構造を大きく変えようとしております。社会全体が生産効率を上げるために、デジタル化と雇用の流動性が不可欠だと思います。

法人会は中小企業の集まりであり、税制改革を中心として中小企業の活性化を訴えていくためにも、組織の強化は必要不可欠な問題であり避けて通れません。会員の減少傾向に歯止めがかからない状況が続いております。会員の皆様方のご協力がなければ組織は拡充できません。長野県の組織率は全国 1 位であり、さらに飯田法人会は長野県 1 位を継続しております。しかし組織率は年々減少の一途をたどっております。法人会をご承知の通り支部連合により組織されております。各支部の活性化こそ法人会の基盤であると思っています。皆様方の御協力の程よろしくお願い申し上げます。

今こそ法人会の活用を

【副会長・総務委員長】

(株)キラヤ 赤羽 宏文



6月3日の総会におきまして、副会長・総務委員長に再任されました。非常に厳しい経済状況の中、微力ではありますが会員の皆様方の御支援とご提案を頂き、職務を果たして参りたいと思います。

さて、コロナの猛威は衰えることなく、首都圏では5回目の緊急非常事態宣言が発令されました。間もなくコロナ禍での2回目のお盆を迎えますが、今年のお盆も昨年に引き続き寂しいものになりそうです。コロナ禍でお盆やお祭りなど昔からの伝統行事や今までの生活様式が大きく変わりましたが、このことも私たちの仕事に大きな悪影響を及ぼしています。宿泊・交通・飲食はもとより小売業にも不況の波が押し寄せてきています。コロナに対する県内企業の意識調査では、75%の企業がマイナスの影響があると答えています。

このような状況を打破するには自助努力も必要ですが、法人会の会員相互で情報や成功事例を共有しあい、ポストコロナに向けてモチベーションの向上と新たな経営感覚を有する事が大切ではないでしょうか。事業計画の下、公益・共益事業と併せて会員の皆様の一助となるような有益な諸行事を実行して参る所存です。

今後ともご協力、御指導の程よろしくお願い申し上げます。

研修会からもう一度 夢を

【副会長・研修委員長】

(株)龍光電気工業 久保田 和彦



第9回通常総会にて副会長、研修委員長を仰せつかりました。会員皆様方のご支援ご協力を頂き、微力ながら全力で努めて参る所存であります。2年間よろしく申し上げます。

コロナ禍での研修会開催は、感染拡大防止策を講じ税務研修会、実務研修会、経営講演会等の各種講習会を実施し、節税と企業経営の健全化を図るつもりです。

インボイス制度は本年10月から登録申請が始まり、令和5年10月からは開始の予定です。法人会では資料提供や研修会を実施し、皆様への周知に努めます。

研修用無料DVDレンタル、インターネットセミナーの活用を会員様方に呼び掛ける等、利用促進に力を入れます。コロナの状況が回復となれば支部研修会を開催し併せて懇親会を設定して会員相互の異業種交流会を通じ、会員様の明日への力と夢と情報交換の場所となるように努めていきます。

まずは研修会にあなたの一足を踏み出して下さい。皆様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

税制改正の提言を法人会から

【副会長・税制委員長】

喜久水酒造(株) 加藤 昇



令和3年度の総会に於きまして、副会長・税制委員長を仰せつかりました。税制委員会の最も重要な事業としては、税制改正要望書を作成し陳情することがあります。現在のコロナ禍の中も鑑み、会員の皆様におかれましては税改正を望む点が多々存在すると察します。関東信越税理士会飯田支部様にご指導をいただき、8名の委員の皆様と共に委員会で色々な観点から検討を重ね、時代や社会のニーズを的確に捉え、法人税・消費税をはじめその他の税を含めて改善の方向へと目指していきます。税制改正を要望するのは法人会の長年にわたる宿命でもあります。特に地方経済を支える多くの中小企業の業績に反映・貢献できるよう、当委員会が皆様の声を県連・全法連へと届けます。やはり何回も継続して要望していくことが重要となります。

飯田法人会はもとより税制委員会の経験もまだ浅く、微力で非才の身ではありますが、この大役を誠心誠意で務め上げる所存でございます。会員の皆様方のご支援ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

会員の親睦と 福利厚生事業の推進

〔副会長・厚生委員長〕

(株)シノダ 篠田 親治



本年度の総会におきまして、副会長と厚生委員長を初めて仰せつかりました篠田親治でございます。法人会との関わりは、平成7年度に青年部役員となり、平成17年度に青年部長となり同時に本会の役員となりました。その後、平成23年度から5期10年厚生委員会の副委員長を経験してきております。その経験を活かし、皆様方のご協力を頂きながら、微力ではありますが、法人会ならびに会員企業の発展に努めてまいりたいと存じます。

厚生委員会は、会員の親睦と福利厚生事業の推進を柱に本年度も事業を行ってまいります。会員の親睦を目的としたゴルフコンペを今年も10月15日(金)にあららぎCCにて行います。新型コロナウイルス感染防止対策を万全に企画開催致します。

福利厚生事業としまして、会員の成人病予防健診・脳ドック・がん検診を実施し、大型保障制度加入者には補助金交付も行っております。又、大同生命保険・AIG損保・アフラックと連携して、会員企業の味方となる各種保険の提案や団体割引制度の活用等ご案内致しますので、ご活用して頂きたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

紙面からも Web からも「いつでも、 どこでも、だれでも読める」会報を

〔副会長・広報委員長〕

長豊建設(株) 棚田 稔



本年の通常総会におきまして副会長、広報委員長を仰せつかりました棚田です。

広報委員会の主な役割は、会員アンケートの実施と会報の発行であります。昨今 Web サイトから様々な情報が得られる環境下で、当会の会報は敢えて冊子配布です。経費が掛かるからホームページ(HP)に掲載すれば…という声もお聞きしますが、冊子ならば閲覧や持ち歩きが自由「いつでも、どこでも、だれでも読める」という利点があります。HPに掲載してあるから見て下さいと言っても、見る人は見てくれますが、見ない人は全く見てくれません。冊子ならばチラッとでも見てくれます。興味湧けばじっくり読めます。年4回発行の会報は本号で146号となりました。更に会員の皆様にとって身近で、「納税道義の高揚」「租税意識の啓蒙」にも結び付くような役に立つ会報を目指します。広報委員会に携わらせていただき14年目を迎えたものの、まだまだ至らぬ私ですが何卒宜しくお願い申し上げます。

「健康経営宣言」と 「租税教室」を柱に

〔理事・青年部長〕

温泉の素.com(株) 鈴木 健太郎



このたび、青年部 部長を拝命いたしました鈴木健太郎と申します。

普段は入浴剤の製造会社を営んでおります。このコロナ禍の中ではありますが、青年部の事業活動がうまくいくように、精一杯努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

昨今、健康経営が課題として挙げられておりますが、青年部の大きな事業の柱として「財政健全化」がござります。

具体的には、「健康経営宣言」を社内外へ発信することや、大同生命から無料提供される「健康サポートプログラム」を導入することで、健康で働きがいのある職場づくりを通じて、企業価値を向上させていくこととございます。

この飯田の地域に、青年部から浸透できるように、まずは若手から頑張りたいと思っておりますので、お声が掛かりましたら是非ともよろしくお願いいたします。

本年度は、佐賀で全国大会も行われると聞いております。長野県連とも連携しながら努めてまいります。

また、租税教室を年3回行う予定でございます。子供たちに税の大切さ、税への理解を地域の発展に貢献したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

仲間と共に激動の時代を 乗り越えよう

〔理事・女性部長〕

(株)三六組 長坂 京子



この度、令和三年度、四年度の飯田法人会女性部長を仰せつかりました長坂京子でございます。力不足ではありますが皆様のご協力を頂きながら精一杯務めて参りたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

昨年来、中国武漢発のウイルス感染症により世界が混乱し1年以上経過した今もお収束の気配も無く混沌とした状況が続いています。ワクチン接種、治療薬の開発が待たれる日々です。

感染症の影響で昨年より法人会女性部の活動、行事も縮小や中止となりましたが収束後は、互いに助け合い手を貸す運動として黄色いハンカチ運動、税に関する絵はがきコンクール、会員親睦旅行、導入が迫るインボイス制度の研修会や健康セミナー等の事業が出来るよう準備を進めていきたいと思っております。

経済的にも厳しい状況にありますが女性部員増にも尽力し、連帯感ある活動推進に親会の皆様、事務局の皆様、部員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

●税理士会だより

令和3年度税制改正「所得拡大促進税制」の見直し



関東信越税理士会
飯田支部副支部長
三輪 正智

中小企業向けの賃上げ税制である「所得拡大促進税制」が、令和3年度税制改正で見直されました。従来の「所得拡大促進税制」の適用要件を一部見直し・簡素化したうえで、適用期限を令和3年4月1日から同5年3月31日まで2年間延長しました。

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、継続雇用している社員等に支給する給与を前年度より増やした場合に、増やした給与の一部を法人税から税額控除できるもの。原則、増やした給与額が（雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額）前年度比で1.5%以上なら、年収の増えた分の15%を税額控除ができます。（法人税額の20%が上限）例えば、前年度の支給した年収が600万円で、今年度の年収が720万円なら、差額の120万円×15%=18万円が通常の税額控除となります。

今回の所得拡大促進税制の見直しでは、適用要件の継続雇用している社員という部分がなくなり、新規に雇用した社員も含めた、社員全体の年収総額で判定をすることになりました。

〈適用要件〉

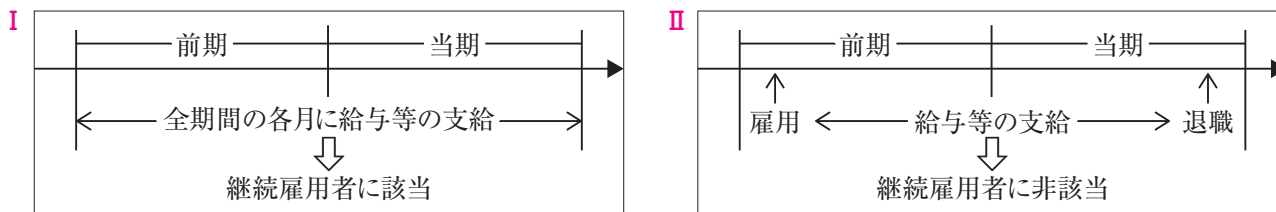
従来（平成30年4月1日から令和3年3月31日までに開始する各事業年度）

- ①雇用者給与等支給額が前年を上回ること
 - ②継続雇用者給与等支給額が前年比1.5%以上増加
- 税額控除：雇用者給与等支給額の前期からの増額の15%

見直し（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度）

- ①雇用者給与等支給額が前年比1.5%以上増加
- 税額控除：変更なし

改正前の制度における継続雇用者を図で示すと次の通りであった。



見直しにより従来の要件では、継続雇用者は前事業年度、今事業年度共に在籍していたものになるため、2年（24カ月）在籍していた社員の給与が増えているかどうかで判断し、前事業年度、適用事業年度の中で採用した人は対象外になっていました。これまで、この継続雇用者がネックとなり、所得拡大促進税制の適用を諦めていた企業もかなりあったと思われます。

〈25%の税額控除の上乗せ要件も見直し〉

今回の見直しでは、給与の増加額に対して25%の税額控除ができる、「上乗せの要件」も次のように見直されました。

- ・適用年度の雇用者給与等支給額が前年比2.5%以上増加
 - ・下記のいずれかを満たす場合
 - イ) 適用年度の教育訓練費が前年比10%以上増加
 - ロ) 適用年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って、経営力向上が確実に行われたものとして証明されたこと
- つまり、今後は上乗せの適用要件も「継続雇用者」の給与等支給額の増加から、「雇用者」の給与等支給額の増加に判定基準が簡素化されます。

〈雇用調整助成金等の取扱い〉

- ①適用要件を判定する場合の雇用者給与等支給額からは、雇用調整助成金及びこれに類するものの控除はしない。
- ②税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（雇用者給与等支給額の前期からの増加額）は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除した金額を上限とする。

以上の改正は、新型コロナウイルスの影響で経済が冷え込む中、政府としては、雇用を増やし社員の給与を増やした企業に対して、税の優遇措置を設け下支えしていく狙いがあると思われます。

税務署だより



転任のご挨拶

前飯田税務署長

遠山 秀治

この度の人事異動により関東信越派遣主任監察官に転任することとなりました。

昨年7月に着任して以来、飯田税務署長を一年間務めさせていただきました。美しい自然に囲まれ歴史と伝統が息づき、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備など更なる発展が期待される故郷の地で、貴会の皆様とともに仕事ができただことは、大変嬉しく光栄なことでした。

この間、石井前会長や児島新会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、格別のご支援とご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。

振り返りますと、国内外における新型コロナウイルスの感染拡大により、人々の健康・安全が脅かされるとともに、経済の受けた打撃も大きく、大変な一年でもありました。依然として皆様ご苦勞なさっていると存じ上げますが、感染拡大防止と経済活動との両立により、地域経済が好転していくことを願うばかりでございます。

貴会におかれましては、関東信越国税局管内でも屈指の高い加入率を維持されており、これも、役員並びに会員の皆様の並々ならぬご努力と強固な団結力の表れであると存じ上げます。また、各種研修会等の開催、会報誌による情報提供、租税教室への講

師派遣、税に関する絵はがきコンクールの作品募集など、幅広い事業を活発に展開し、税知識の普及や、会員企業と地域社会の健全な発展に大きく寄与されており、深く敬意を表する次第です。

今後、令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が導入されますが、これに先立ち、本年10月1日からは、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。インボイス制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様には制度の理解を深めていただけるよう、貴会の皆様と連携しながら周知広報などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貴会の皆様には、従来から国税当局と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、皆様に税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。

私の後任の署長には、東京国税局調査第一部特別国税調査官から諸藤則昭が着任いたします。引き続き、貴会の皆様と一層の連携・協調を図り、積極的な情報提供を行うなど円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の会員の皆様が何より健康でご活躍されますよう、そして、貴会の益々のご発展、会員企業のご繁栄を、心より祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

飯田税務署 人事異動 (7月10日付)

飯田税務署の人事異動が7月10日付で発令されました。よろしく願いいたします。

職 名	氏 名	前 職	前任者 氏名	転 任 先
署 長	諸 藤 則 昭	東京国税局 調査第一部 特別国税調査官	遠 山 秀 治	関東信越派遣 主任監察官
法人課税第一部門 統括国税調査官	牧 田 伸 浩	関東信越 国税不服審判所 審査官	林 誠	上尾税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
(法人会担当) 法人課税第一部門 総括上席国税調査官	宮 腰 哲 治	(留 任)		

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax** をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年■月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社(T.1234...)
●年■月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
10%対象 22,000円	内税 2,000円
8%対象 21,600円	内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特集 “飯田法人会” 第14回 会員アンケート 結果

会員の皆様を対象としたアンケート調査（第14回）を3月に行いました。

今回は、主に新型コロナウイルス感染拡大の事業に対する影響と、本年10月から手続きが開始される消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」また、Web等を利用した新たな研修会・講習会の形態についてご意見をお聞きました。

この結果を踏まえ、内容や実施方法等必要な改善を行いながら事業に取り組んでまいります。ご回答いただいたご意見の集計結果は以下の通りとなりました。多くのご回答をいただきありがとうございました。

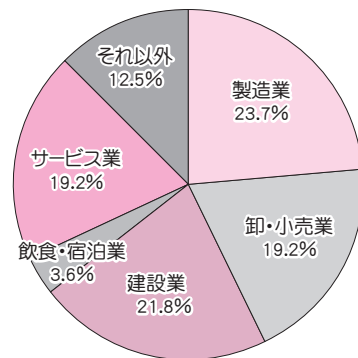
アンケート調査の概要

- アンケート配布数（正・賛助会員） 1,867
 - 回答数 580事業所
 - 回収率 31.1%
 - 依頼方法 対象事業所へ送付
- 回答の方法
 - ① アンケートに同封の返信用封書にて返送
 - ② Faxにより回答
 - ③ 当会HPに掲載のwebアンケートに回答し返信

以下「※回答なし」は集計に加えない

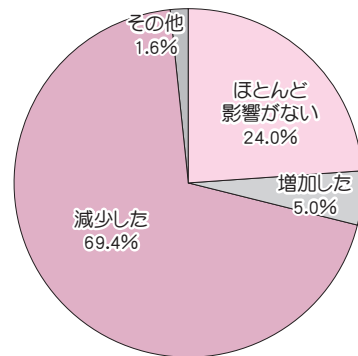
問1 業種について

貴社の業種をお答え下さい	回答数	割合 (%)
a. 製造業	137	23.7
b. 卸・小売業	111	19.2
c. 建設業	126	21.8
d. 飲食・宿泊業	21	3.6
e. サービス業	111	19.2
f. それ以外	72	12.5
※回答なし	2	-
計	578	100.0



問2 新型コロナウイルス感染拡大の売上に対する影響について

国内感染からほぼ1年になりました。売上は感染拡大前の年と比べて	回答数	割合 (%)
a. ほとんど影響がない	138	24.0
b. 増加した	29	5.0
c. 減少した	399	69.4
d. その他	9	1.6
※回答なし	5	-
計	575	100.0

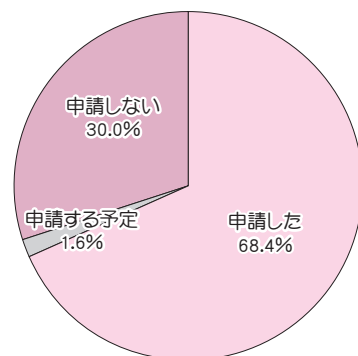


コメント

○約70%の企業が売上が減少したと回答、影響を受けないとの回答は25%にすぎない。コロナ感染拡大に伴う影響の大きさが如実に表れている。

問3 新型コロナの国・自治体支援制度（事業者用）の申請について

新型コロナ拡大に伴い影響を受けた事業者を対象とする給付金や助成金等の諸制度があります。貴社では、これらの制度を申請しましたか	回答数	割合 (%)
a. 申請した	394	68.4
b. 申請する予定	9	1.6
c. 申請しない	173	30.0
※回答なし	4	-
計	576	100.0

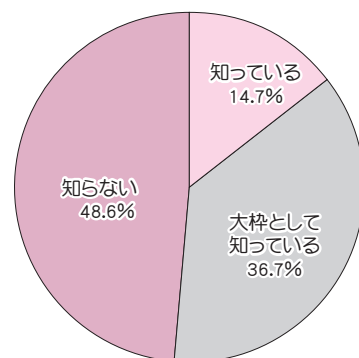


コメント

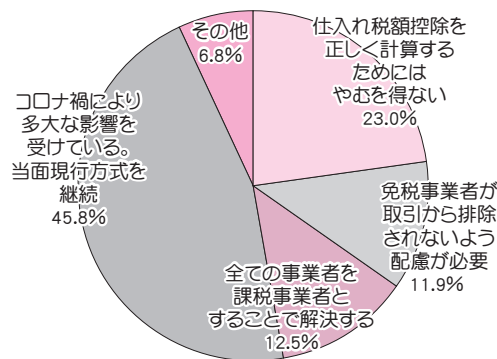
○各種の助成等制度の申請は70%にのぼっている。深刻な影響を受けている結果といえる。

問4 消費税の「適格請求書等保存方式」について

①「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が、令和5年10月から導入され、「適格請求書発行事業者」であるか否かが課題になってきます。どのような制度かご存じですか。	回答数	割合（%）
a. 知っている	84	14.7
b. 大枠として知っている	209	36.7
c. 知らない	277	48.6
※回答なし	10	-
計	570	100.0



②この制度についてどう思いますか（複数回答可）	回答数	割合（%）
a. 仕入れ税額控除を正しく計算するためにはやむを得ない	112	23.0
b. 免税事業者が取引から排除されないよう配慮が必要	58	11.9
c. 全ての事業者を課税事業者とすることで解決する	61	12.5
d. コロナ禍により多大な影響を受けている。当面現行方式を継続	223	45.8
e. その他	33	6.8
※回答なし	158	-
計	487	100.0



コメント

○インボイス制度の開始は、現在の消費税への事務対応に更に新たな事務処理が加わることになる。コロナ禍において、非常に厳しい経営状況を強いられているなかで、これ以上に事務的負荷が掛かからないように当面は現行制度を継続してほしいとの回答が半数近い

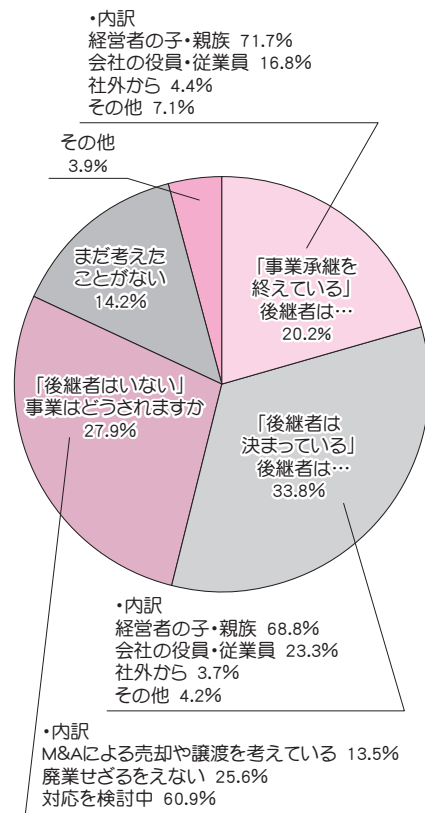
○仕入税額控除を正しく計算するためには仕方がないとの回答も 23% ある

○無回答の多くは、制度の内容をよく承知していないためと思われる

問5 事業承継について

中小企業経営者の高齢化が進むなか、またコロナ禍対応による事業形態の変動などから、円滑な世代交代・事業承継が喫緊の課題となっています。貴社の事業承継についてお答え下さい。

	回答数	割合（%）
a. 「事業承継を終えている」 後継者は	113	20.2
1. 経営者の子・親族	81	(71.7)
2. 会社の役員・従業員	19	(16.8)
3. 社外から	5	(4.4)
4. その他	8	(7.1)
※回答なし	4	-
d. 「後継者は決まっている」 後継者は	189	33.8
1. 経営者の子・親族	130	(68.8)
2. 会社の役員・従業員	44	(23.3)
3. 社外から	7	(3.7)
4. その他	8	(4.2)
※回答なし	0	-
c. 「後継者はいない」 事業はどうされますか	156	27.9
1. M & A による売却や譲渡を考えている	21	(13.5)
2. 廃業せざるをえない	40	(25.6)
3. 対応を検討中	95	(60.9)
※回答なし	2	-
d. まだ考えたことがない	80	14.2
e. その他	22	3.9
計	560	100.0



コメント

○事業承継については、半数以上の企業が事業承継を終えた、または後継者は決まっていると回答している

○3分の1近い企業は後継者がおらず対応を検討している

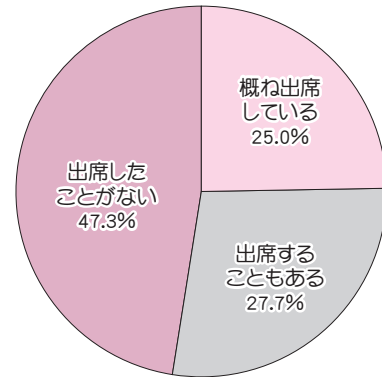
問 6 法人会が行う税務関係事業について

法人会では税務署と共催または支援をいただきながら、税務関係の、講習会や研修会を行っております。その中で「決算期別説明会」「年末調整研修会」について、ご意見をお聞かせ下さい。

【決算期別説明会】

決算期を迎える法人を対象に、税務署・税理士が決算方法を説明

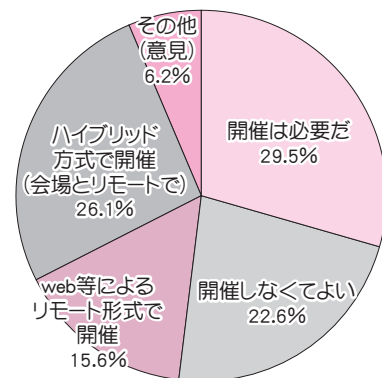
①出席状況について	回答数	割合 (%)
a. 概ね出席している	141	25.0
b. 出席することもある	156	27.7
c. 出席したことがない	266	47.3
※回答なし	17	-
計	563	100.0



コメント

○決算説明会は、出席実績がある企業と、今迄出席したことのない企業でほぼ半々。

②今後の開催について	回答数	割合 (%)
a. 開催は必要だ	153	29.5
b. 開催しなくてよい	117	22.6
c. web 等によるリモート形式で開催	81	15.6
d. ハイブリッド方式で開催 (会場とリモートで)	135	26.1
e. その他 (意見)	32	6.2
※回答なし	62	-
計	518	100.0



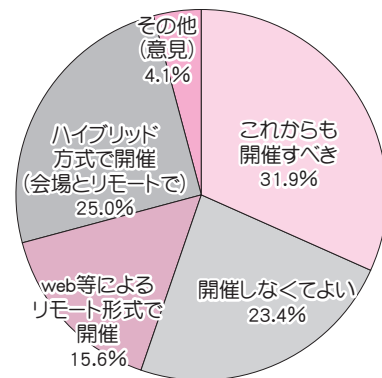
コメント

○開催が必要 (リモート希望も含め) との意見が 70% を占める
 ○従来の会場への参加方式から、Web 等による開催も並行して進めることが必要となっている

【年末調整研修会】

毎年税務署が「年末調整説明会」を開催してきましたが、今年度はこの開催ができなかったため、法人会が (税務署・市町村の協力を得て) 開催しました。このような場合の実施についてお伺いします。

	回答数	割合 (%)
a. これからも開催すべき	170	31.9
b. 開催しなくてよい	125	23.4
c. web 等によるリモート形式で開催	83	15.6
d. ハイブリッド方式で開催 (会場とリモートで)	133	25.0
e. その他 (ご意見)	22	4.1
※回答なし	47	-
計	533	100.0



コメント

○年末調整研修会も決算説明会と同様の傾向
 ○各種研修会や講習会において、リモートやハイブリッド方式での実施への移行が必要

回答の方法別数	回答数	割合 (%)
郵送による回答	472	81.4
FAX による回答	36	6.2
NET による回答	72	12.4
計	580	100.0

部会だより

～青年部～ 出前租税教室の実施 青年部長 鈴木健太郎

青年部では、コロナ禍で感染防止対策を行い「小学校の出前租税教室」を実施しました。

- ◆6月10日 天龍小学校 6年生3名
- ◆7月5日 阿智第三小学校 6年生5名
- ◆7月8日 和合小学校 5、6年生5名



あえて生徒数の少ない学校を選出しました。周辺にお店が少なく、お買い物をする機会が少ない生徒の皆さんに「軽減税率」って何かを説明する

のに正直困りました。

また、活発に質問が出た中で「税のはじまりは何ですか?」については、租税教室で2度出た質問です。事前に税務署の方に教えていただいていたので、2回目は即答ができました。「大化の改新」などのキーワードが出ると歴史の授業で知っていると答えてくれました。



続いて「長野県は教育県と言われていますが、教育費で何が一番金額が使われていますか?」という、とても興味がある質問です。教育費1,900億円の予算のうち、3位が物件費59億円(教科書等含む)、2位が建設費96億円、さて第1位は…人件費1,700億円 オイオイ!ほとんどじゃん!



今回、租税教室を通して自ら税への理解を深められ、また生徒の皆さんにも身近な税について所々興味を持ってもらいながら楽しんで授業ができました。租税教室の終わりに「税金を支払っても良いと思う人?」という質問に、生徒の皆さんが元気よく全員手を挙げてくれたことが大変嬉しかったです。

最後に、某校長先生からのなぞかけです。

「税金とかけてまして、牛乳が苦手な人が、牛乳3本ゴクゴク一気に飲んだととく。その心は? 腹痛くなった(払いたくなかった)」

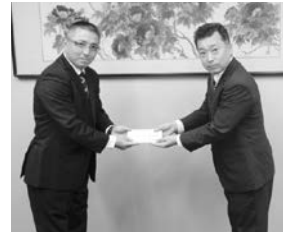
飯田法人会
鈴木さん 新井さん 森さんへ

今日は税金のことについてお話ししてくださりありがとうございます。税金が大切ということは知っていたけど、税金がなくなるとうなるかということを知って税金の大切さをあらためて知りました。税金の種類が50種類もあることとびっくりしました。ほくも大人になら、たろみなさんのように税金にくわしくなりたい。うんな子供に税金のことを伝えようになりたいです。

令和3年7月5日
阿智第三小学校6年

青年部会 定期総会 ～新部長に鈴木健太郎氏選任～

令和3年度青年部定期総会を、5月11日、シルクホテルにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止対応として昨年に続き、役員・部会員のご参集を自粛しての開催とした。記念講演会、ご来賓のご招待、懇親会を行わず、全部員数79名のうち出席総数48名(出席5名、委任状43名)、過半数により総会は成立し、全ての議案が承認された。



今年度は任期満了に伴う役員改選により、塚平一人部長から鈴木健太郎新部長へバトンタッチされた。鈴木新部長は「今年度は出前租税教室を3校実施したい。また、福利厚生制度として全法連規模で進める企業の健康経営を部会員の皆さんの理解を広めることから始めたい。」と力強く語った。

女性部定期総会を開催 新部長に長坂京子氏を選任し、規約の一部改正を承認

女性部定期総会を、7月13日(火)午後2時より飯田商工会館ホールにおいて開催した。コロナ感染拡大に収束の気配が見えないなかなので、主に役員の出席と委任状で定数を確保しての開催となった。このなかで、1期2年に渡り部長をお努めいただいた五十君さんの部長職勇退と、後任部長に長坂副部長さんの就任が承認された。提出議案と審議結果は以下の通りです。

第1号議案：令和2年度事業報告並びに収支決算の承認
第2号議案：令和3年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認
第3号議案：任期満了に伴う役員改選の件…新部長に長坂京子氏を選任(五十君永子部長は相談役に)、他に副部長5名、幹事10名(内新任2名)が選任
第4号議案：規約の変更について…「総会の開催項目を女性部規約から削除する」ことについて…理由：①女性部独自の会計を持たず本会の会計の中で運営している。従って事業計画と収支予算・事業報告と収支決算は既に本会総会の承認事項となっている。②役員会を充実することで総会の代替として機能は果たされる③役員(特に執行部)の業務軽減に繋がる④県下法人会においても上記他の理由から、総会を行っていない会もある…以上の状況から、総会開催関係の条項を女性部規約から削除することが承認された。今後、本会理事会に「規約の改正」を提議し承認を得た上で、規約の改正を行うこととなった。

以上の議事終了後、五十君前部長、長坂新部長両氏から退任と就任のごあいさつをいただいた。続いて、長坂新会長から五十君前部長に記念品と花束が贈呈され、1期2年の任期を務められたことに部として御礼の意を表された。



遠山飯田税務署長様・児島法人会長様からお預かりのお祝いのメッセージが披露され、新たな体制での、新年度へのスタートがなされた。



同一労働同一賃金



社会保険労務士
うえすぎしのぶ
上杉 信夫
(飯田法学会会員)
明治大学大学院卒
(経営学研究科博士前期課程)

最初にザックリ言っちゃいますと、「同一労働同一賃金」は、「均等待遇」と「均衡待遇」の2本立てになっていて、正規社員と非正規社員の待遇に差があって、それが不合理であれば「均等待遇」にしてあげないといけません。正規と非正規の待遇に差はあるのだけれど、それなりにちゃんとした理由があって、「なるほどね。そういう理由があるのなら、正規と非正規との間に待遇差があっても、問題ないでしょう。」と、誰もが見てくれる「釣り合いの取れた待遇」なら、均衡が取れている待遇であって、それは不合理にはならないからアウトにならない。セーフです。

(以下、もう少し踏み込んでお話ししますね。)

均等待遇 …この待遇は「平等」であるかどうかポイントです。「平等」は、「個々の状況を鑑みずに、全員に対して同等の待遇をする」ことです。

「同一労働同一賃金」のルールは、「仕事と同じであれば賃金も平等に同じにすべき」という考え方です。けど、ここが大事。同じ業務を行う全ての労働者について、ピッタリ同じにしなくてはいけないということではありません。このルールの目的は、正規社員と非正規社員との「不合理な」待遇を禁止するものですから、不合理でなければ何もピッタリ同じ額でなくても良いのです。要は、「誰が考えたって『これは不平等だ！(安すぎる)』とわかるような(眉をかめるような)賃金の支払い方をするのはやめてください。」と、そういうことです。不合理な待遇になるかならないかについては、具体的に非正規社員のやっている仕事の内容を職務分析して、職務評価して、職務遂行能力を点数化します。そのやり方は131号でお話ししました。パレートの法則などはきっと参考になると思いますから、もし、このコラムを読み終わって余裕があったら、パラっとめくってみてもらえると嬉しいです。さて、その結果が問題。正規社員と同点であれば、そんな優秀な非正規社員をそのままにしておいてはいけません。それこそ、正規社員と同一労働(同じ価値の労働)をしているわけですから、差別待遇しないで、同一賃金(同等の待遇…賃金は待遇のことですよ)にしてあげないとね。

均衡待遇 …この待遇は「公正」であるかどうかポイントです。「公正」であるなら差別待遇にはなりません。

「公正」は、「個々の状況に応じて待遇を変える」ことを意味します。

「『均衡待遇』って、具体的なイメージが浮かばないわ。だからよく理解できないの。」って言う人がいっぱいいるみたい。私なんか説明がヘタだから「公正？そんなこと言われたら、余計にわからなくなるじゃない！」って、怒られたりしてね。ひょっとしたら、あなたもそうかしらんと思って、あなたの心にインパクトを与えたい一心で、次の図を作りました。これを見ていただければ、きっと、一目瞭然でご理解いただけると思います。

「均衡待遇」3つの判断要素

経験の豊かさの程度



今では達人と呼ばれて高給をいただく私ですが、入社したての頃は、な〜んにもできませんでした。えへへ。

ベテラン社員と新入社員との間に待遇差があっても、年季も熟練度も違いますから、釣り合いが取れていますね。文句なく公正な「均衡待遇」と判断できます。

責任の重さの程度



今こそ管理職ですが、実は私、入社してから暫くは平社員でした。給料だって知れてましたよ。ハハハ。

部長さん課長さんのように、重いポジションに付いている社員と一般の社員との間には待遇に大きな違いがありますが、責任の重さが違いますからね。「均衡待遇」と判断されます。

職務評価の高さの程度



実は私、非正規の頃に、日々コツコツ自分の技を磨いたの。それはやがて高い職務評価につながっていくわ。ホホ。

高い職務評価を受け、職務遂行能力抜群であれば、男女を問わず会社は優遇します。高給取りの女性がカッコよく余裕のポーズを取っても、誰もが納得してくれるでしょう。Oh yeah !!

不合理ではない、ちゃんと均衡が取れている待遇かどうかは、この図の「均衡待遇3つの判断要素」で判断します。この3つのタイプに当てはまれば均衡待遇と判断され、差別ではないから、問題ないのです。この3つのタイプの人って、どこの会社にもいますよね。こういう人達は会社から優遇されていて、ほかの社員の人達とはお給料などの待遇に差があると思いますが、それは不自然ですか？釣り合いが取れていませんか？バランスが取れているって言った方がしっくりくるかな。要するに、差があってもバランスが取れていれば、両者の待遇に違いがあっても問題はありせん。こういう待遇を「バランスが取れていて均衡が取れている待遇」だから「均衡待遇」と言うのです。

…最後に、非正規で働く社員の皆さまへ。

日々、コツコツと自分の技を磨いてください。その結果、百匹の羊の群れが現れて、黙ってあなたの前を通り過ぎて行ったとして…そこで腐っちゃダメだ。やがて、草原の彼方から一頭の立派なライオンが姿を現します。世の中は、絶対にそうになっている。



要チェック

《お知らせ掲示板》



令和3年度 飯田法人会「年会費」納入の お礼とお願い

新型コロナウイルス感染症による経済停滞の中にあつて、法人会年会費を既にお振込いただきました会員の皆様、7月20日に口座振替させていただいた会員の皆様にお礼申し上げます。

なお、まだ振込がお済みでない会員の方には、ご納入をお願いいたします。

会員親睦ゴルフコンペ

日時：10月15日（金） 開会式なし
8:30 スタート

会場：あららぎ C.C. 定員：96名
申込み期限：9月3日（金）

☆新型コロナウイルス感染拡大対策を講じたうえで、規模を縮小し、表彰式も行いませんが前半ハーフのスコアにて順位賞があります。
☆7月初旬別便で郵送の申込書によりお申込ください。

インボイス制度(適格請求書等保存方式) セミナーのご案内(参加費 無料)

日時：8月26日（木）

会場：10:00～11:30 定員24名

会場：14:00～15:30 定員24名

オンライン14:00～15:30 定員100名

※いずれも同内容

会場：飯田商工会館 1階ホール（常盤町）

講師：税理士会派遣講師 戸崎 博 税理士

※詳細は今号同封のご案内チラシご参照ください。

脳ドック検診

ストレス社会の現代では、脳の危険信号をいち早く発見することが大切です。

年に一度は定期的を受診しましょう。年間を通じてご利用いただけます。（法人会員特別料金）

☆7月初旬別便で郵送の申込書によりお申込ください。

決算説明会開催のご案内

日時：9月28日（火）

会場 14:00～15:30（定員40名）

オンライン14:00～15:30（定員100名）

対象：10・11・12・1月 決算法人

会場：南信州・飯田産業センター（エス・バード）
2階 会議室 B 203.204

講師：飯田税務署 宮腰総括上席

内容：「消費税のインボイス登録申請について」

「決算と申告にあたり注意事項」

「税務署の調査指導等から見た注意点」

※受講会員には受講証シール（オレンジ色）

をお渡しします。

※詳細は後日郵送のご案内ハガキをご参照ください。

※予定は変更になることがありますので、詳細は案内通知をご確認ください。

会員成人病予防健診

協会けんぽ加入者には補助適用あり。日帰り人間ドックより手軽、検査項目も充実・短時間で好評。大型保障制度加入者には補助金支給あり。

※オプションで「がんリスク検査アミノインデックス」「脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査ロックインデックス」あり。

日付：9月14日（火）・15日（水）

いずれか選択

会場：南信州・飯田産業センター

（エス・バード）

申込み期限：8月6日（金）

☆7月初旬別便で郵送の申込書によりお申込ください。

訂正とお詫び

会報前号第145号、P.11の新会員ご紹介記事で、ウルムデザインラボ様さまの代表者名が間違っておりました。正しくは梅本良作さまです。訂正しお詫び申し上げます。



経営者大型総合保障制度は「会員企業を守りたい」という法人会の強い思いから1971年(昭和46年)に誕生し、2021年(令和3年)に創設50周年を迎えました。想いをつないで50年。大同生命は「経営者大型総合保障制度」を通じて、これからもみなさまに大きな安心をお届けしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

令和2年度税に関するポスター優秀作品



南信県税事務所長賞
山本小学校6年 下平隼毅さん



飯田市教育長賞
龍江小学校6年 伊藤 舞さん



飯田商工会議所会頭賞
龍江小学校6年 山内 楓さん

(学年は令和2年当時)

編集後記

MLBで大活躍の大谷翔平選手、すごいですね。休日の朝はTVにかじりついて応援しています。
で、話はとんで東京オリンピック。皆様に会報が届く頃には開催されています。ただ無観客では、開催自体が無意味だと言う人もいます。(スポーツの祭典、お祭りですから)
少し見方を変えたらどうでしょうか。「選手の選手による選手の為の大会」(リンカーン...?)
大会の為に命懸けで頑張ってきた選手達を、都会の路上で呑んでいる若者達が、自宅のTVにかじりついて応援してくれたら最高の大会になると思いますが...
如何でしょうか?



広報副委員長
南島 治史

いいだ法人 第146号 2021・7 夏 Summer

令和3年7月28日発行
年4回発行/一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔
副委員長・南島治史
副委員長・木下裕介
委員・塚平一人・熊谷 弘・中島律子
・中島 隆・小林亮夫・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。